設計課題　「シェアハウスを併設した高齢者夫婦の住まい（木造２階建て）」

1．設計条件

ある地方都市の住宅地において、シェアハウスを併設した高齢者夫婦の住まいを計画する。

計画に当たっては、次の①～⑥に特に留意する。

①シェアハウス部分と高齢者夫婦の住まいの玄関ポーチへのアプローチ及び玄関・ホールは南・西に分けて明確に分離し、屋内で行き来できる計画とする。
②高齢者夫婦の住まいへのアプローチに高低差のある場合はスロープを設ける。
③高齢者夫婦部分は車椅子使用に対応した計画とする。
④住宅の１階部分の各要求室の床高（地盤面からの高さ）は 500 mm とする。
⑤１階に住人と高齢者夫婦の交流の場として利用できる談話室を計画する。
⑥談話室及び高齢者夫婦の住まいの少なくとも一つの居室から屋外に交流の場として利用できるウッドデッキを設ける。

（1）敷地

ア．形状、道路との関係、方位等は、右に示す敷地図のとおりである。
イ．第一種住居地域内にあり、防火・準防火地域の指定はない。
ウ．建ぺい率の限度は 60％（特定行政庁が指定した角地における加算を含む。）、容積率の限度は 200％である。
エ．地形は平たんで、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好である。
オ．電気、都市ガス、上水道及び公共下水道は完備している。

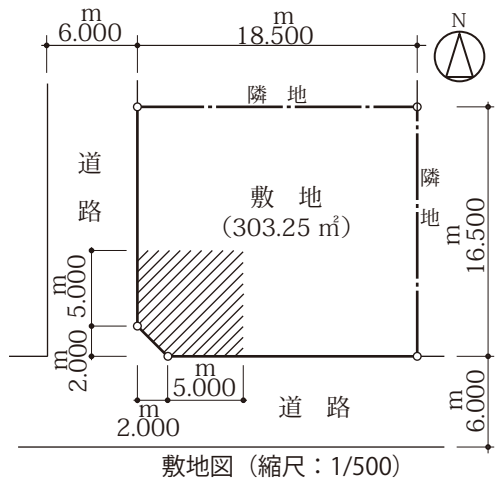

敷地図（縮尺：1/500）

(注) 斜線部分には駐車スペース及び、その出入口を計画してはならない。

（2）構造、階数、建築物の高さ等

ア．木造２階建てとする。
イ．建築物の最高の高さは 10m 以下、かつ、軒の高さは７m以下とする。
ウ．耐力壁（筋かい等を設けた構造上有効な壁）は、必要な量をバランスよく配置する。

（3）延べ面積等

ア．必ず「180 ㎡以上、220 ㎡以下」とする。
イ．ピロティ、玄関ポーチ、屋外スロープ、駐車スペース、駐輪スペース、ウッドデッキ等は、床面積に算入しないものとする。

（4）人員構成等

高齢者夫婦（60 歳代）、シェアハウスの住人３名

（5）要求室等

下表の全ての室等は、必ず指定された設置階に計画する。

	設置階	室名等	特記事項
高齢者夫婦部分	1階	玄関・ホール	ア．下足入れを設ける。 イ．段差が180㎜を超える場合は式台を設ける。 ウ．手すりを設ける。
		居間 食事室 台所	ア．１室にまとめてもよい。 イ．食事室にテーブル、椅子３席以上を計画する。 ウ．居間に、ソファー、テーブル、テレビ置き場を計画する。
		夫婦室	ア．洋室とし、ベッド2台、その他にウォークインクロゼット（３㎡以上）を付属させる。 イ．床面積は１６㎡以上とする。
		浴室（A）	
		洗面・脱衣室（A）	
		便所（A）	
		納戸	
シェアハウス部分	1階	玄関・ホール	ア．下足入れを設ける。 イ．段差が180㎜を超える場合は式台を設ける。 ウ．ホールに談話室用のミニキッチン(1200×500以上)を設ける。
		談話室	ア．住人と高齢者夫婦との交流の場としても利用する。 イ．ウッドデッキに直接出入りできるようにする。 ウ．テーブル、椅子６席以上を設ける。 エ．床面積は１３㎡以上とする。
		便所（B）	
	2階	個室（3室）	ア．洋室とし、ベッド、机、椅子、その他に収納を設ける。 イ．広さは収納を含めて10㎡程度とする。
		居間・食事室・台所	ア．１室にまとめてもよい。 イ．食事室にテーブル、椅子４席以上を計画する。 ウ．居間にソファー、テーブル、テレビ置場を計画する。
		浴室（B）	
		洗面・脱衣室（B）	
		便所（C）	
		物干しスペース	・屋外とする。

（注１）各要求室等において、床面積・広さの指定がない場合、床面積は適宜とする。
（注２）１階の廊下の有効幅を、1,100mm以上とし、手すりを設ける。
（注３）上記以外に必要と思われる部屋・設備については適宜追加してもよい。

（6）屋外施設等

屋外に下表のものを計画する。

屋外スロープ	ア．勾配は1/12以下とし、有効幅員は1,200mm以上とする。 イ．手すりを設ける。
駐車スペース	・南・西の道路より別々に、来客用１台、自宅用１台（車椅子使用者用として、幅3,500mm以上とする。）の計２台分を設ける。
駐輪スペース	・自宅用3台、シェアハウス用3台別々に、計６台分を設ける。
ウッドデッキ	ア．１階談話室及び高齢者夫婦の住まいの少なくとも一つの居室から車椅子で直接出入りできるようにする。 イ．３５㎡以上とする。

2．要求図書

a．下表により、答案用紙の定められた枠内に記入する。（寸法線は、枠外にはみだして記入してもよい。）
b．図面は黒鉛筆仕上げとする（定規を用いなくてよい）。
c．記入寸法の単位は、㎜とする。なお、答案用紙の１目盛は 4.55 ㎜（矩計図にあっては、10 ㎜）である。
d．シックハウス対策のための機械換気設備等は記入しなくても良いものとする。

要求図書（　）内は縮尺	特記事項
(1) 1階平面図兼配置図（1/100） (2) 2階平面図（1/100）	ア．１階平面図兼配置図及び２階平面図には、次のものを記入する。 ・建築物の主要な寸法 ・室名等 ・「通し柱」を○印で囲み、「耐力壁」に△印を付ける ・矩計図の切断位置及び方向 イ．１階平面図兼配置図又は２階平面図には、次のものを記入する。 ・浴室…浴槽 ・洗面・脱衣室…洗面台、洗濯機 ・便所…洋式便器、手洗い器 ウ．１階平面図兼配置図には、次のものを記入する。 ・敷地境界線と建築物の距離 ・道路から建築物へのアプローチ、屋外スロープ、駐車スペース、駐輪スペース、ウッドデッキ、門、塀、植栽等 ・廊下・各居室の床高、玄関ポーチ及び玄関の土間部分の地盤面からの高さ、屋外スロープの勾配・長さ・幅員、踊り場（ある場合）の地盤面からの高さ ・道路から敷地及び建築物への出入口には、▲印を付ける。 ・玄関・ホール…下足入れ、式台（必要な場合）、ミニキッチン ・廊下…手すり ・居間・食事室・台所…ソファー、テレビ置き場、テーブル・椅子、台所設備機器（流し台・調理台・コンロ台・冷蔵庫・食器棚） ・夫婦室…ベッド ・談話室…テーブル・椅子 エ．２階平面図には、次のものを記入する。 ・１階の屋根伏図（平屋部分がある場合） ・個室…ベッド、机・椅子 ・居間・食事室・台所…ソファー、テレビ置き場、テーブル・椅子、台所設備機器（流し台・調理台・コンロ台・冷蔵庫・食器棚）
(3) 2階床伏図兼1階小屋伏図（1/100）	ア．主要部材（通し柱、1階及び２階の管柱、胴差、２階床梁、桁、小屋梁、火打梁、棟木、母屋、小屋束など必要なもの）については、凡例の表示記号にしたがって記入し、名称・断面寸法（小屋束を除く）を凡例欄に記入する。 ただし、主要部材のうち、平角材又は丸太材としたものについては、その断面寸法を図面上に記入する。なお、根太及び垂木については、記入しなくてよい。 イ．火打梁の代わりに、構造用面材による床組とする場合には、胴差、床梁、桁を記入したうえで構造用合板の厚さ、釘の種類・打付け間隔を明記する。 ウ．その他必要に応じて用いた表示記号は、凡例欄に明記する。 エ．建築物の主要な寸法を記入する。
(4) 立面図（1/100）	ア．南側立面図とする。 イ．建築物の最高の高さを記入する。
(5) 矩計図（1/20）	ア．切断位置は１階および２階の外壁を含む部分とし、１階または２階の少なくともどちらかに開口部を含むものとする。 イ．作図の範囲は、外壁の柱心から 1,000mm 以上とする。 ウ．矩計図として支障のない程度であれば、水平方向および垂直方向の作図上の省略は行ってもよいものとする。 エ．主要部の寸法等（床高、天井高、階高、軒高、軒の出、開口部の内法、屋根の勾配）を記入する。 オ．主要部材（基礎、土台、大引、１階根太、胴差、２階床梁、２階根太、桁、小屋梁、母屋、垂木）の名称・断面寸法を記入する。 カ．アンカーボルト、羽子板ボルト等の名称・寸法を記入する。 キ．外気に接する部分（屋根または天井、外壁、その他必要と思われる部分）の断熱・防湿措置を記入する。 ク．室名および主要な部位（屋根、外壁、床、内壁、天井）の仕上材料名を記入する。
(6) 面積表	ア．建築面積、床面積及び延べ面積を記入する。 イ．建築面積及び床面積については、計算式も記入する。 ウ．面積の数値は小数点以下第２位までとし、第３位以下は切り捨てる。
(7) 計画の要点等	・建築物等の計画に関する次の①～③について、具体的に記述する。 ①　建物へのアプローチについて工夫した点。 ②　談話室の配置計画について配慮した点 ③　建築物の構造計画について工夫した点